

令和7年第1回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その11）

堺 市 議 会

目 次

| | 頁 |
|--|-----|
| 議員提出議案第 2 号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める 意見書…………… | 3 |
| 議員提出議案第 3 号 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援 センターの運営を持続可能にするための支援確立 を求める意見書…………… | 7 |
| 議員提出議案第 4 号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める 意見書…………… | 1 1 |
| 議員提出議案第 5 号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書…………… | 1 5 |
| 議員提出議案第 6 号 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て支援 強化を求める意見書…………… | 1 9 |
| 議員提出議案第 7 号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書…………… | 2 3 |
| 議員提出議案第 8 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を 求める意見書…………… | 2 7 |
| 議員提出議案第 9 号 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の抜本的な見直しを 求める意見書…………… | 3 1 |
| 議員提出議案第 10号 インボイス制度の廃止を求める意見書…………… | 3 2 |
| 議員提出議案第 11号 国連・女性差別撤廃委員会への拠出金停止の撤回を 求める意見書…………… | 3 3 |

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
兼 城 幸 剛
青 谷 幸 浩
西 川 良 平
広 田 新 一
西 田 哲 史
小 堀 清 次
野 里 文 盛
西 村 昭 三
田 代 優 子
宮 本 恵 子
吉 川 守

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

大 西 公 彦
淵 上 猛 志
信 貴 良 太
小 野 伸 也
上 田 勝 人
木 畑 匡
池 尻 秀 樹
山 口 典 子
大 西 耕 治
大 林 健 二
吉 川 敏 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第2号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
3. 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

| | |
|--------|----|
| 衆議院議長 | 各宛 |
| 参議院議長 | |
| 内閣総理大臣 | |
| 総務大臣 | |
| 法務大臣 | |
| 厚生労働大臣 | |

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

| | | | |
|--------|---------|---|---------|
| 堺市議会議員 | 大 西 公 彦 | 同 | 兼 城 剛 |
| 同 | 淵 上 猛 志 | 同 | 信 貴 良 太 |
| 同 | 西 川 良 平 | 同 | 小 野 伸 也 |
| 同 | 広 田 新 一 | 同 | 上 田 勝 人 |
| 同 | 西 哲 史 | 同 | 木 畑 匡 |
| 同 | 小 堀 清 次 | 同 | 池 尻 秀 樹 |
| 同 | 野 里 文 盛 | 同 | 山 口 典 子 |
| 同 | 大 西 耕 治 | 同 | 田 代 優 子 |
| 同 | 大 林 健 二 | 同 | 宮 本 恵 子 |
| 同 | 吉 川 敏 文 | 同 | 吉 川 守 |

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第3号 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を持続可能にするための支援確立を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を 持続可能にするための支援確立を求める意見書

令和 6 年度に、大阪府の性暴力救援センター大阪・SACHICO は、病院拠点型ワンストップセンターとしての存続が危機に瀕する事態となった。その理由は、性暴力被害者の診療を行う中心となる産婦人科医師の退職や、SACHICO の運営による病院経営の負担が増大したためである。基本的に性暴力被害者支援には、予防教育、早期発見、介入、要支援・治療ケースへの支援の上に、司法支援や生活支援までが含まれてくる。

早期発見、初期の介入時における被害者の初期対応は、協力医療機関とワンストップ支援センターで行っている。協力医療機関が入口の場合、医療上必要な初期対応（外傷の確認、証拠物採取、緊急避妊薬処方及び感染症検査等による被害者の安全措置）を行い、ワンストップ支援センターへ報告、相談の推奨、ワンストップ支援センターがその後の相談、司法・福祉との連携、継続診療への推奨を行っている。また、ワンストップ支援センターが入口の場合は、初期診療を行い、必要であれば最寄りの協力医療機関を紹介あるいは同行して連れていき、その後の相談、司法・福祉との連携、継続診療の推奨を行っており、その役割は重要である。

大阪府の SACHICO は、現在の全国の都道府県に設置されているワンストップ支援センターの草分けであるが、今回の事態を契機に今後の性暴力救援センターの持続可能な存続のために、政府において、下記の課題解決と支援の確立を要望する。

記

1. 早期発見と初期の介入体制について、24 時間電話相談と初期診療体制、性暴力被害についての救急体制も含めて再構築すること。
2. 協力医療機関については、産婦人科だけではなく、小児科、精神科、泌尿器科、肛門科や外科などの診療機能を有する協力機関を募集し、間口を拡大すること。また、刑法改正に伴い、13 歳未満の被害者に対する適切な診療が必要であることから、専門性を有した医師を確保すること。
3. ワンストップ支援センターで相談業務の中心を担う支援員の育成と確保を行い、常勤職員としての雇用体系を確立し、24 時間稼働型オフィスの維持を行うこと。
4. ワンストップ支援センター及び協力医療機関における証拠物採取、緊急避妊薬処方、性感染症検査については、警察の同行の有無にかかわらず、これを公費負担とすること。
5. 初期の段階から、精神科診療との連携を行うこと。
6. 男性被害者、LGBTQ+ の人々に対する相談や診療体制を実施すること。
7. DV 防止法や女性支援新法の適切な運用を図り、性暴力被害者への対応を充実させ、途切れない支援の提供体制の充実を図ること。
8. 誰もが性暴力の加害者にも被害者にもならないために、包括的性教育を行う支援法を制定すること。
9. 司法に供する検体の保管については、警察とも連携し、バーコードなどによる検体識別管理や DNA の安定性の確保が行えるルールと機材を整備すること。
10. 地域保健や医療の現場において、看護師、助産師、SANE、精神保健福祉士、公認心理師等で性暴力被害に対する包括的な対応ができる人材の育成を行うこと。
11. 裁判で証人となる医師への保護体制を整備し、司法制度における医師の安全を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（こども政策）
内閣府特命担当大臣
（男女共同参画）

各宛

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
兼 城 剛
青 谷 幸 浩
広 田 新 一
西 哲 史
小 堀 清 次
大 西 耕 治
大 林 健 二
吉 川 敏 文

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同

大 西 公 彦
淵 上 猛 志
小 野 伸 也
上 田 勝 人
木 畑 匡
西 村 昭 三
田 代 優 子
宮 本 恵 子
吉 川 守

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第4号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条第1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和43年12月4日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにも拘らず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院議員のように25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選挙までには全体の3分の1を超える34.1%の地方議会議員選挙において、無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって、国会及び政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

| | |
|--------|----|
| 衆議院議長 | 各宛 |
| 参議院議長 | |
| 内閣総理大臣 | |
| 総務大臣 | |

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

| | | | |
|--------|---------|---|-----------|
| 堺市議会議員 | 大 西 公 彦 | 同 | 兼 城 剛 |
| 同 | 淵 上 猛 志 | 同 | 小 野 伸 也 |
| 同 | 広 田 新 一 | 同 | 上 田 勝 人 |
| 同 | 西 哲 史 | 同 | 木 畑 匡 治 |
| 同 | 小 堀 清 次 | 同 | 大 西 耕 健 二 |
| 同 | 田 代 優 子 | 同 | 大 林 健 敏 |
| 同 | 宮 本 恵 子 | 同 | 吉 川 敏 文 |
| 同 | 吉 川 守 | | |

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第5号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

近年、再審事件の動向に関する報道などにより、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などからも再審法の問題点が指摘されている。これまで我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることで、えん罪の発生を防止してきた。しかしながら、ときに誤判が生じるおそれは払拭できない。現在、誤判により生じたえん罪に苦しむ者やその家族が救済を待ち望んでおり、速やかな再審法改正が求められている。

2014年（平成26年）に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされた袴田事件では、検察官の抗告によって再審開始決定からその確定まで9年が経過している。検察官の不服申立てによって、再審請求審が長期化する事例は多々あり、とりわけ袴田事件についていえば、すでに高齢となった袴田氏の状況を考えると、審理の長期化は深刻な人権侵害というべきである。誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という。）に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量が多量にも大きいことが指摘されている。その中でも、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点がある。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、不服申立てによって、更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されている。そして、再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ審理の在り方については、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じるため、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見もある。

以上のことから、国会及び政府におかれては、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

| | |
|--------|----|
| 衆議院議長 | 各宛 |
| 参議院議長 | |
| 内閣総理大臣 | |
| 総務大臣 | |
| 法務大臣 | |
| 内閣官房長官 | |

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同

大 西 公 彦
信 貴 良 太
小 野 伸 也
上 田 勝 人
野 里 文 盛
大 西 耕 治
大 林 健 二
吉 川 敏 文

堺市議会議員
同
同
同
同
同

兼 城 剛
西 川 良 平
広 田 新 一
池 尻 秀 樹
山 口 典 子
田 代 優 子
宮 本 恵 子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第6号 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て支援強化を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への 子育て支援強化を求める意見書

令和7（2025）年1月現在、女性受刑者を収容する刑事施設は全国に11ヶ所あり、全収容者数のうち、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は約4割を占めている。

令和4（2022）年6月17日に刑法等の一部を改正する法律（法律第67号）が公布され、「懲役・禁錮」から「拘禁刑」に改正されたことにより、受刑者の社会復帰については、より柔軟な処遇改善が可能となっている。平成28（2016）年4月より、女子施設地域支援モデル事業（現在の女子施設地域連携事業）により加古川刑務所の非常勤助産師として勤務した看護大学の教授が、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て相談を行った。このことにより、女性受刑者のもつ養育体験や養育行動の特徴や、女性受刑者の大半が適切な養育体験が乏しいために、自身の子育ての方法が分からないことが明らかにされた。そのことから、当該の子育て相談では乳幼児の愛着形成以外に、児童虐待の負の連鎖を断ち、健やかな親子関係構築の実現に向けて尽力したところ、一定の効果が実証された。

しかしながら、全国的に刑事施設における子育て支援への取組は、各施設によって異なり、集団指導のみという施設もある。また、全国矯正施設間の助産師連携は一度も実施されることがないのが現状である。

PTSDを内包する女性受刑者の精神的特性を考慮し、全体の4割を占める子どもを持つ女性受刑者を対象にした、乳幼児への愛着形成を含む体系的な子育て支援教育プログラムを構築する必要があると考える。これらの教育により習得できる子育て力は、受刑者の社会復帰および次世代である乳幼児の健全な育成には不可欠なものである。

よって、政府において、下記のとおり女性受刑者への子育て支援の強化を求める。

記

1. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象に、助産師やその他の専門職等との連携による出所後の子育て支援を継続すること。
2. 子育て支援を行う助産師の非常勤雇用を拡大し、18歳未満の子どもをもつ全国の女性受刑者への子育て相談を現状の月1回程度から週2回程度の雇用として行うこと。
3. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象にした子育て相談の内容や方法についてガイドライン等を作成し、全施設間の均一化を図ること。
4. 全国の女性受刑者刑事施設に勤務する看護職の連携およびフォレンジック看護分野の専門的研修制度を定期的実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

—各宛

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員
同

乾 友 美
森 田 晃 一

堺市議会議員
同

藤 本 憲
藤 本 幸 子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第7号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

在日米軍の軍人や軍属、その家族らによる事件や事故は、旧日米安保条約の発効後1952年から現在までに全国で21万件を超え、日本人の死者はおよそ1,100名とも言われている。

警察発表によると、2022年だけでも殺人や強盗、強制性交等の刑法犯での摘発は沖縄県で54件、神奈川県17件、東京都14件、山口県で13件など1都9県で計106件が確認されており、いずれも在日米軍施設がある自治体に多く、中でも沖縄県における件数は圧倒的多数を占めている。

米軍機墜落事故も同様にあり、国民の安全・安心が脅かされ、この状況を早急に正して行くことが求められている。しかし、事件・事故の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際、日本側に立入権がないこと、あるいは容疑者の身柄がアメリカ側の手中にある場合、日本の警察は容疑者を逮捕することなく捜査を進めざるを得ず、事実上起訴することが大変難しいといった刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定がある。

補足協定等により、運用改善が図られているものの日米地位協定は締結以来、一度も改定されておらず、こうした状況に対し日本弁護士連合会は2014年に協定改定への意見書を提出している。ドイツにおいては、ボンの補足協定が1959年に締結されて以降、数度にわたって改正されていることと比べると、非常に対照的である。

全国知事会は、2018年7月に、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現況であることから、日米地位協定の改定、基地の整理・縮小・返還の促進等と合わせた「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択したが、提言内容が実現したとは言い難い状況から、2020年11月に再度、「米軍基地負担に関する提言」を行っている。

また、全国各地の地方議会でも、意見書採択の取組が広がっており、全国市議会議長会では、日米地位協定の改定に関する要望書がこれまで何度も採択されている状況である。

今なお続く米軍関係者等による犯罪に対して、被害に遭われた本人ならびにその家族の心情を思うとき、これまでのような日米地位協定の運用改善での対応では限界があるため、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に改定することは急務であると考えます。

よって、本市議会は、国において、下記事項を実現されるよう強く求めるものである。

記

1. 米軍機の飛行について、最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を、原則として米軍にも適用させること。
2. 米軍関係者による事件・事故に対し、国内法を適用させること。
3. 事件・事故時、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。
4. 自治体の基地立入権の保障を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣

各宛

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
兼 城 剛
青 谷 幸 浩
広 田 新 一
西 哲 史
小 堀 清 次
大 西 耕 治
大 林 健 二
吉 川 敏 文

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同

大 西 公 彦
淵 上 猛 志
小 野 伸 也
上 田 勝 人
木 畑 匡
西 村 昭 三
田 代 優 子
宮 本 恵 子
吉 川 守

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第8号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた 議論の促進を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言した。また、同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐることは、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

国会及び政府におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立をはかりつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

| | |
|--------|----|
| 衆議院議長 | 各宛 |
| 参議院議長 | |
| 内閣総理大臣 | |
| 総務大臣 | |
| 法務大臣 | |

令和7年3月21日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員
同

乾 友 美
森 田 晃 一

堺市議会議員
同

藤 本 憲
藤 本 幸 子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第 9号 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の抜本的な見直しを求める意見書

議員提出議案第10号 インボイス制度の廃止を求める意見書

議員提出議案第11号 国連・女性差別撤廃委員会への拠出金停止の撤回を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の 抜本的な見直しを求める意見書

近年、国民の食生活を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、食の安全等、様々な問題が生じている。このため、食に関する知識と食を選択する力を習得するための食育を推進することが喫緊の課題となっている。

このような中、子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性をはぐくむ基礎となるほか、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも重要である。

子どもたちに対する食育を推進するためには、教員としての資質能力と栄養に関する専門知識を持った栄養教諭が中心となり、各学校での全体的な指導計画の作成、教職員や家庭、地域との連携・調整、各教科等での指導への参画などに取り組むことが不可欠である。

国の食育推進基本計画においては、栄養教諭について、「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員」と位置付けられている。

しかしながら、共同調理場での栄養教諭、学校栄養職員の配置基準は、共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒の数が、1,500人以下で1人、1,501人から6,000人で2人、6,001人以上で3人となっており、担当する学校数などは考慮されておらず、近年増加するアレルギーを持つ子どもなどに対するきめ細かな対応が困難となっている。

よって、本市議会は、政府に対し、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

各宛

インボイス制度の廃止を求める意見書

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。制度導入から1年以上が経過したが、新たな税負担、免税業者の排除、複雑な制度による膨大な事務など、おそれていたことが小規模事業者やフリーランスにのしかかっている。

財務省の推計では、新たに133万人が納税を強いられ、1人当たり平均13万円もの増税となっている。「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が、制度開始後初の確定申告を受けて実施したアンケート調査には、2週間で7,000人超が回答し、全回答者の9割超がインボイス制度にデメリットを感じており、制度の見直しや中止を求めている。

また、消費税の負担感について、インボイス登録業者の6割が「負担軽減措置終了後のめどが立たない」「負担が大きく、事業が成り立たなくなりそうだ」と回答しており、6割超が消費税や事務負担の費用を価格転嫁できず、身を削って補填している状況である。

深刻さを増す物価高騰の中で、小規模事業者やフリーランスとして働く人たちに深刻な負担増をもたらし、多数を廃業の危機に追い込むことは避けなければならない。インボイス制度そのものを廃止することが、市内経済の活性化の観点からも必要である。

よって、本市議会は、国に対し、インボイス制度の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

各宛

国連・女性差別撤廃委員会への拠出金停止の撤回を求める意見書

今年、女性差別撤廃条約批准 40 周年である。政府は条約批准国として、真摯に履行する義務を負っている。

国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の役割は女性差別撤廃条約の履行状況の監視である。条約は 1979 年に国連総会で採択され、日本は 1985 年に批准し、結婚年齢の男女格差撤廃や、女性の再婚禁止期間廃止など法改正にもつながってきた。

しかし、外務省は国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）を日本の任意拠出金の使途から除外すると国連に通知した。それだけでなく、さらに男女共同参画分野の取組を理解してもらうために予定していた委員の訪日プログラムも白紙にすると通告した。

理由は、同委員会が昨年 10 月に「男系男子」の皇位継承を定めた皇室典範の改正を勧告したことへの抗議の意図を示すためとしている。

しかし、同委員会の勧告は、日本政府報告のみならず市民社会からの様々な情報をもとに建設的な対話が行われて発せられたものである。皇室典範の規定について、「日本の立場に留意する」との考えも示しており、委員会が締結国の意思を無視して勧告を強制することはありえない。同委員会の勧告内容が日本政府の意に沿わないとしても説明と対話をすべきである。

そして、政府が抗議の意を伝えるとしても、拠出金は別次元で考えなければならない問題である。国連機関への拠出金使用を制限するなどという報復的な対応は、日本がジェンダー平等に後ろ向きだという誤ったメッセージになることを懸念する。

また、皇室典範については勧告のごく一部であり、勧告全体は選択的夫婦別姓や女性差別撤廃選択議定書の批准など、女性に対する権利について重要な指摘をしている。これらすべてに聞く耳を持たないという姿勢を示したことになりかねない。

よって、本市議会は、外務省の国連への通告に対し、厳しく抗議し撤回を求めるとともに、ジェンダー平等をさらに進めるためにも、勧告の速やかな履行を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2025年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛

令和7年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その11)

令和7年3月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号
1-B2-24-0050